

本邦と外国との間を往来する航空機（船舶）内において販売する物品の取扱いについて

平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 237 号

標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成 12 年 4 月 1 日から、これにより実施されたい。

記

本邦において搭載する本邦と外国との間を往来する航空機（船舶）内販売用物品については、当該航空機（船舶）内において、通常、旅客が使用することが見込まれる物品のうち、法令上の制限・規制がなく、税関の取締上、特段の支障がないと認められる物品に限り、機（船）用品として積込みを認めて差し支えないこととする。

積込みを認める品目の具体例は、次のとおりである。

1. 酒類、たばこ
2. 香水、オーデコロン等の化粧品及び整髪料その他これらの化粧セット
3. 指輪、ネックレス等の身辺用細貨類、真珠及び真珠製品等の装飾品
4. 時計、ライター類
5. サングラス、カメラ等の光学機器
6. 万年筆、ボールペン、シャープペン、色鉛筆等の筆記用具
7. バック及び財布類
8. Tシャツ、スカーフ等の衣類及び衣類付属品
9. 電気髭剃り器、音楽機器及び映像機器及びこれらのソフト等の携帯用電気製品
10. タオル、歯磨き等の洗面用具その他の日用雑貨品
11. 飛行機模型等の玩具類
12. 胃腸薬等の家庭用医薬品及び包帯等の付属品
13. 搭乗及び乗船記念品
14. クッキー、キャンディー等の食料品
15. その他これらに類する物品

なお、各税関において、機（船）用品として積込むことについて、適当であるかどうか疑義が生じた場合には、その都度、本省と協議することとする。